

第5章 計画の推進

1. 関係機関・団体との連携

障害のある人が相談支援や各種サービス等の必要な支援につながらず、地域の中で潜在化しているケースも考えられます。

そのようなケースについては市単独での取組では把握が難しいため、障害者団体や地域住民、ボランティア、民生委員・児童委員などの地域で活躍する福祉の担い手の協力・連携が必要です。

そのため、障害者団体をはじめ、地域住民、民生委員・児童委員、自治会などの地域組織、教育関係機関、社会福祉協議会やサービス提供事業者など、障害者施策に関わる多様な機関と連携し、障害のある人が地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

2. 計画の進行管理、点検・評価

本計画は、本市における障害者施策に関する指針となるもので、その内容は保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境など、多岐にわたっています。そのため、庁内の関係各課と連携し、計画の推進にあたっては相互に連絡を取り問題意識を共有し、必要な施策に取り組むよう努めます。

岩出市障害者計画等策定委員会及び那賀圏域障害児・者自立支援協議会^(*)において、本計画の点検・評価を行い、より効果的な取組の方法等を検討し、取組を改善していくことで、計画の適切な進行管理を進めます。

